

非常変災時等の措置について(改定)

標題について、これまでの気象状況や災害状況に鑑み、次に示す基準により臨時休業等の措置をとりますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 午前7時の時点及び午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。

ア 気象庁より、大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は河川氾濫を除く各種「危険警報」・「特別警報」が発表された場合。(河川氾濫に係る警報等は、市町村ごとではなく、指定された河川ごとに発表されるので従来どおり「イ」の措置基準に準じる)

イ 所在する区のいずれかの地域において、大阪市(大阪市長)より、河川氾濫の「警戒レベル3(高齢者等避難)」、「警戒レベル4(全員避難)」の発令があった場合。

なお、河川氾濫に伴う臨時休業等については、気象庁等から出される防災気象情報(警戒レベル〇相当情報)ではなく、大阪市(大阪市長)が発令する避難情報に基づき、ご判断ください。

また、情報収集に際しては、以下を参考にしてください。

○大阪市HP(発令した場合、トップ画面に表示されます)

○おおさか防災ネット(メール登録もできます) ○大阪市危機管理室 X

○LINE 大阪市公式アカウント ○NHK速報

○防災スピーカー(発令した場合、放送が流れます)

○緊急速報メール(受信できない機種もあります)

※地震発生時と同様にメールが自動的に配信されます。

※登録等の設定は必要ありません。

「大阪 880 万人訓練」と同様の放送とメール配信があります。

ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生(気象庁発表)した場合。

2 学校の始業時刻(8時30分)以降に、上記の休業措置の基準に該当する災害が発生した場合は、原則として**児童を保護者に直接引き渡し下校**させる。

【登校中、登校後に自然災害発生時の本校の対応】

○登校した児童については、**保護者等に本校まで迎えに来てもらい直接引き渡し下校させる**。なお、被害の状況が極めて軽微である場合などに、家の鍵は持っているか、家に誰か大人がいるかなど、児童一人一人の安全確認を行ってから、教職員による引率のもとで下校等をさせる場合がある。

○登校が確認できていない児童については、保護者と連絡をとり安全確認を行う。

●**安全が確認されない場合は学校で預かる**。「いきいき」事業は「休み」になるので、学校は保護者と連絡がとれるまで当該児童の監護を行うが早急な迎えをお願いします。

●下校時刻については、給食実施の可否も検討して決定する。

□「家庭連絡・非常災害対応カード」に記入いただいておりますが、登下校中に災害等が発生した場合、どこに避難するか等、家族で確認ください。

□地震と台風では対応が異なる点があります。対応内容は、学校の玄関への掲示や、一斉メールでもお知らせします。仕事などで携帯電話をとったり、メールを見たりするのが難しい方もおられるとは存じますが、お子様のことですので早くに対応ください。

□**下校を早める等の対応をすることがあります**。いつでも学校から連絡がとれるよう、お子様にも、連絡先をはっきり知らせておいてください。**連絡先の変更等があれば、すぐに学校までお伝えください**。